



## 06 中小企業振興を図るため 田原市中小企業振興基本条例を施行します

▶商工課 ☎27-7331

田原市の事業所のうち、約99%が中小企業者(小規模企業者含む)で構成され、市内事業所に勤務する従業員の約56%が中小企業で働いています。中小企業の経営基盤の安定と発展は、田原市の地域経済だけでなく、市民の生活の安定および向上につながります。

中小企業に関する施策を地域社会が一体となって推進し、地域産業の活性化と地域経済の持続的な発展、市民生活の向上を促進するため、田原市中小企業振興基本条例を制定しました。

この条例は令和7年9月1日から施行します。



▲市HP



### ◆条例の基本理念

次の事項を基本理念として中小企業の振興を推進します。

- 中小企業者の自主的な努力を基本とし、その経営の改善および向上が図られること。
- 中小企業者が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- 中小企業者、小規模企業者、大企業者、商工会、産業経済団体など、金融機関、教育機関、労働団体および市が相互に連携し、市民の理解の下で行うこと。

### ※用語解説

#### ●小規模企業者

従業員数4名以下の小売業、卸売業、サービス業、または19人以下のその他業種を営むもの。

#### ●中小企業者

従業員数49人以下の小売業、卸売業、99人以下のサービス業、299人以下のその他業種を営むもの。

## 令和8年度版「ごみ収集カレンダー」 「田原市健幸カレンダー」に広告を掲載しませんか？

### ごみ収集カレンダー(廃棄物対策課)



- ◆掲載位置=下段右側
- ◆募集枠数=2枠(たて40mm×よこ80mm/カラー)
- ◆掲載料=120,000円(1枠分)
- ◆参考情報=約23,000部発行/令和8年3月2日(月)から市内全世帯配布(自治会経由)
- ◆募集期間=10月31日(金)まで  
※締切日必着



### 田原市健幸カレンダー(健康課)



- ◆掲載位置=右上
- ◆募集単位=6単位(たて50mm×よこ70mm/4色刷)  
※ただし、1単位は「1枠×2カ月」/掲載する各単位は、「4、10月」「5、11月」「6、12月」「7、翌1月」「8、翌2月」「9、翌3月」です
- ◆掲載料=22,000円(1単位)
- ◆参考情報=約20,500部発行/令和8年3月2日(月)から市内全世帯配布(自治会経由)
- ◆募集期間=10月31日(金)まで  
※締切日必着



### 申込方法

担当課で配布する申込書に必要書類を添えて直接または郵送にて/要綱・要領・申込書は市HPからダウンロード可

▶廃棄物対策課 ☎23-3538

▶健康課(あつみライランド内) ☎33-0386